

令和7年度府中市集団指導資料

認知症対応型共同生活介護編

（地域福祉推進課）

【目次】

運営指導における指摘事例について

～多く見られる指摘事例とチェックポイント～

- （１）内容及び手続の説明及び同意
- （２）勤務体制の確保
- （３）サービス提供の記録
- （４）利用料の受領
- （５）認知症対応型共同生活介護の取扱方針
- （６）認知症対応型共同生活介護計画の作成

運営指導における指摘事例について

～多く見られる指摘事例とチェックポイント～

各事業所内で改めてチェックをお願いします。

(1)内容及び手続の説明及び同意

【指摘基準】

サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること

【具体的な指摘事例】

算定している加算について、契約書や重要事項説明書に記載がない事例があった。

【チェックポイント】

あらかじめ利用者又はその家族に重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供開始の同意を得ているか。

利用者の同意はサービス提供開始日以前に得ているか。

説明文書には、重要事項に関する規定の概要（利用料の具体的な金額を含む）、介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等が記載されているか。

説明文書には、第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の公表）が記載されているか。

制度改正、サービス内容等の変更に伴い説明文書の更新がされているか。

既存の利用者に対し、サービス内容等の変更に伴い、速やかに変更点の説明をしているか。（利用料に関わる部分の説明は特に重要）



(2) 勤務体制の確保

【指摘基準】

適切な認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、介護従業者の勤務体制を定めておくこと

【具体的な指摘事例】

管理者、計画作成担当者が介護従業者を兼務しているが、それぞれの勤務時間が不明確であった。

常勤・非常勤の別が不明確であった。

計画作成担当者の勤務時間が不明確であった。

【チェックポイント】

次の内容が明確な勤務表となっているか。

→ 介護従業者の日々の勤務体制（ ）、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等

（ ）日々の勤務体制

日々の勤務時間（勤務時間帯）や当月の勤務時間数合計について、従業者ごとに明確にすることが必要とされています。（介護保険最新情報 vol.956）



(3) サービス提供の記録

【指摘基準】

提供した具体的なサービスの内容等を記録すること

【具体的な指摘事例】

具体的なサービス内容、利用者の心身状況等の記載が不十分であった。

【チェックポイント】

サービス提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項を記録しているか。

当該記録は、個々の利用者につき、契約終了の日から2年間保存しているか。

(4) 利用料の受領

【指摘基準】

市規則第116条第3項()に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けること

【具体的な指摘事例】

介護上必要な防水シートの費用を利用者から徴収していた。
利用者から徴収した食材料費から、関係性のないイベントに要する費用を支出していた。
サービスの提供上、必要となる福祉用具（手すり等）を利用者に負担させていた。
イベント実施時の食材料費を画一的に利用者の預り金から徴収していた。
支払いを受ける根拠が不明確な食材料費を利用者から徴収していた。

【チェックポイント】

あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。
利用者に負担させることが適当でない費用を徴収していないか。
(次に紹介する資料を要確認)



() 市規則第116条第3項

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、[前2項](#)（→サービス費用を指す）の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 食材料費
- (2) 理美容代
- (3) おむつ代
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、**日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの**

詳細は、

通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成一二年三月三〇日)(老企第五四号)

「その他の日常生活費に係る Q & A についての一部改正について（介護保険最新情報 vol.1355）

をご確認ください。

(5) 認知症対応型共同生活介護の取扱方針

【指摘基準】

利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと
認知症対応型共同生活介護計画（以下、「計画」）に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うこと
利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないようにすること
介護従事者その他の従事者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

【具体的な指摘事例】

利用者がそれぞれの役割をもって日常生活を送れるよう配慮されていなかった。
台所を施錠し、利用者の自由な使用について制限していた。
利用者ごとの計画にほぼ同じ内容が記載されていた。
身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下、「委員会」）で、身体拘束解除に向けた実質的な議論よりも、拘束を継続する理由の確認に議論が終始し、長期間に渡る身体拘束が継続されていた。
身体的拘束等の適正化を図るための研修を年 2 回以上の頻度で実施していなかった。

【チェックポイント】

個々の計画に基づくサービスの提供が漫然かつ画一的なものとなっていないか。
サービスの提供について、利用者又はその家族に理解しやすいように説明を行っているか。
利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行っていないか。
身体的拘束を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性・非代替性・一時性の全てを満たすこと）を記録しているか。
委員会を 3 か月に 1 回以上開催しているか。

委員会において、身体拘束の発生原因、結果等を取りまとめ、当該拘束の適正性と適正化策を検討しているか（身体拘束が進行中の場合は、解除に向けた実質的な検討がなされているか（ ））。

委員会の結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底が図られているか。

身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施しているか。

提供するサービスの評価を自ら行うとともに、外部評価又は運営推進会議によって、認知症対応型共同生活介護の質の評価を受けているか。また、それらの結果を公表し、常に改善を図っているか。

（ ）具体的な身体拘束廃止の検討手順については

身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省）

介護施設・事業所等で働く方々への

身体拘束廃止・防止の手引き（厚生労働省）

等を参照してください。

（事例の紹介も複数掲載されているため、廃止の方法に悩んでいる場合に、大変参考になる内容となっています。）



（6）認知症対応型共同生活介護計画の作成

【指摘基準】

計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画（以下、「計画」）の作成に関する業務を担当させること

計画の作成に当たっては地域における活動の参加の機会の提供等により利用者の多様な活動の確保に努めること

計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した計画を作成すること

計画作成担当者は計画の作成に当たってはその内容について利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得ること

計画作成担当者は、計画の作成後においても実施状況の把握を行い、必要に応じて計画を変更すること

【具体的な指摘事例】

計画作成担当でない職員が計画作成を行っていた。
外出のニーズがある利用者に対し、職員の体制の問題を理由に機会の提供を行っていなかった。
利用者の意向や心身の状況、置かれている環境を把握していなかった。
アセスメントが不十分なまま屋外のサービスが行われていた。
計画を作成する際のアセスメントを事前に行っていなかった。
利用者やその家族に対して計画を説明し、同意を得ているか確認できなかった。
計画について、利用者の同意ではなく利用者家族の同意を得ていた。
計画を利用者に交付していなかった。
サービス内容に変更があったにもかかわらず、計画の内容を変更していなかった。

【チェックポイント】

計画は計画作成担当者が作成しているか。
利用者に地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの趣味又は嗜好に応じた活動等を行う機会の確保に努めているか。
計画の内容について利用者の同意を得ているか。また、当該計画を利用者に交付しているか。
計画の実施状況の把握を継続的に行っているか。また、必要に応じて計画の変更を行っているか。
計画の変更時にはアセスメントを事前に実施しているか。

